

日行連発第 470 号
令和 4 年 7 月 20 日

各单位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

申請取次事務研修会（VOD 方式）の追加開催及び
届出済証明書の更新手続きにおける特例措置について（周知依頼）

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、申請取次関係研修会の受講機会確保の観点から、別紙のとおり令和 4 年 9 月に申請取次事務研修会を追加開催することといたしましたので、お知らせいたします。（開催概要等につきましては別途、ご連絡いたしますのでご承知おきください。）

また、従来、申請取次行政書士の届出済証明書更新の申出については、届出済証明書の有効期限から遡り 3 年の間に、当委員会が指定する実務研修会を 1 回以上受講し、その修了証書をもって所属単位会にてお手続きいただくよう御案内してまいりました。

このコロナ禍においては一昨年度より VOD 講座を用いた研修会を実施しているところですが、年間の実務研修会の開催回数が、集合開催時の 6 回から 4 回に減り、また、研修の受講から修了証書発送までに一定の日数を要すること等により、届出済証明書の更新手続きにおいてご不便をおかけしております。

こうした状況を踏まえ、今般、申請取次関係研修会の受講機会確保や更新手続きの利便性向上の観点から、下記のとおり VOD 方式による研修における特例措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、会員への周知方にご協力のほどお願い申し上げます。

記

【従来の取扱い】

- ・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り 3 年以内に発行された実務研修会の修了証書とする。

【措置内容】

- ・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り 3 年以内に発行された実務研修会の修了証書又は 1 年以内に発行された事務研修会の修了証書とする。

適用開始 令和 4 年 8 月 1 日 所属単位会受付分より当面の間

※届出済証明書の更新を目的に事務研修会（新規）を受講する場合であっても、受講料や提出課題・修了証書等の取扱いは事務研修会と同様の取扱いとなりますので、予め御了承ください。

※実務研修（更新）の修了証書をもって新規の届出はできないものとする取扱いに変更はありませんので御留意ください。

【別紙】 令和4年度 行政書士申請取次関係研修会日程表（9月事務追加版）

以上